

一般社団法人感染防止教育センター ICNエキスパートクラブ会員規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人感染防止教育センター（以下「感染防止教育センター」）の ICNエキスパートクラブ会員及び会費について定める。

(会員)

第2条 ICNエキスパートクラブ会員は、学会等における発表のための専門家による支援を希望する感染制御実践看護師、感染管理認定看護師、その他感染制御に携わる看護師で、ICNエキスパートクラブ責任者の承認を得た者とする。

(入会)

第3条 入会を希望する者は、所定の書式に必要事項を記入の上申し込む。

(会費)

第4条 会費は以下のとおりとする。

会費 10,000 円／年

2. 会費は、指定の期日までに、感染防止教育センターの指定する口座に一括して振り込む。
3. 既納の会費は、理由のいかんを問わず返還しない。

(支援)

第5条 ICN エキスパートクラブ会員は、次のような学会等における発表のための専門家による支援を受けることができる。

- (1) 研究計画から、データ収集、解析に至るプロセスの個別支援
- (2) 抄録、スライド作成の個別支援
- (3) 全体検討会の参加
- (4) その他、日々の ICN 活動の相談

(変更の届出)

第6条 ICN エキスパートクラブ会員は入会申込み後に、住所等に変更があった場合には、速やかに事務局に届け出る。

(会員資格の喪失)

第7条 ICN エキスパートクラブ会員は、次の各号の一に該当するときにその会員資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 期限までに会費を納入しないとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第 8 条 ICN エキスパートクラブ会員は、退会しようとするとき、その旨を事務局に届け出ることにより任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 ICN エキスパートクラブ会員にふさわしくない行為があると認められるときは、当該会員を除名することができる。

(特典)

第 10 条 ICN エキスパートクラブ会員は、次のような特典を受けることができる。

- (1) 感染防止教育センターが提供する e-ラーニングコンテンツの割引価格での受講
但し、入会年度に限り 2 講座までとする。
- (2) 感染防止教育センターが主催または共催する研修会、講習会その他プロジェクトへの参加に対する優遇措置

附則

この規則は、2025 年 1 月 1 日から施行する。